

広島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道坂瀬川駅家線	福山市駅家町大字服部本郷三五一五番ニ地先から 福山市駅家町大字服部本郷三五一五番ニ地先まで	令和三年四月八日